島取縣公報 火 会 遇 曜日發行(特公野日

J.

第 千 七 百 七 十 四 號昭和二十一年十二月廿七日

縣

令

◇鳥取縣令第九十五號

醫師會及び齒科醫師會令施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十七日

Ξ

鳥取縣知事

醫師會及び歯科醫師會令施行細則

第一條 請書には會則案の外設立總會における議事錄の謄本を添 醫師會及び齒科醫師會令第六條による設立認可申

付しなければならない。 醫師會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月

三十一日に終る。

び會則の變更については議決後十日以內に知事に屆出を しなければならない。 醫師會の收支豫算、收支决算醫療報酬の標準額及

昭和二十一年十二月廿七日

金

H

大キサハ頭連規格与

第 千 七 百 七 + 四 號

毎年四月末日迄に前年内の會務の狀况並びに財産表を知

事に報告しなければならない。 醫師會は總會を開催しようとするときは日時場所

第四條 ければならない。但臨時緊急の場合は開會前迄に屆出を 及び附議する議事案を開會七日前迄に知事に届出をしな

總會において議决した事項は議事錄の謄本又は抄本を添 することができる。 へて十日以内に知事に報告しなければならない。

第五條 て十日以内に知事の認可を受けなければならない。 及び處分に闘する議决をしたときは、その事項を記載し 醫師會は重要なる財産及び營造物の造成管理方法

第六條左の場合においては十日以内に知事に屆出をしな ければならない。

し懲戒の護决をなしたときは被處分者の氏名懲戒の種一、醫師會及び齒科醫師會令第三十五條により會員に對

(第三種郵便物器可)

つて知事に提出する書類は所轄警察署を經由しなけ

れば

00266

三、役員を選定し著しくば役員に異動を生じたときはそ の年月日役名及び氏名 年月日及び所在地名 別事由並びに 事務所の位置を選定し若しくは變更したときはその その年月

る。 醫師會の總會には當該吏員を臨席させることがあ

本令は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣令第九十六號 正九年五月鳥取縣令第四十三號齒科醫師會規則施行細則 これを廢止する。 大正八年十一月島取縣令第五十四號醫師會令施行細則及大

國民醫療法施行細則を次のやうに

定める。

昭和二十一年十二月二十七日 鳥取縣知事

敬

國民醫療法施行細則

國民醫療法施行規則 (以下單に規則 ځ ₹. 10

.)

第三條 ようとするときは左の各號の事項を記載して申請しなけ ればならない。 ノー以上にしなければならない。 ならない。 規則第三十八條第五項の規定によって許可を受け 知事に提出する害類に添付する圖面は縮尺二百分

所、氏名、生年月日) にあってはその名稱事務所々在地、 開設者の本籍、住所、 職業、氏名、 代表者の本籍、 生年月日 住

病院又は診療所の名稱及び所在地

診療科名

四、許可を受けようとする事項及び其の理由

病院又は診療所であつて左の場合においてはその

許可を取消すことがある。

規則第四十一條によつて許可を受けた後六ヶ月を經

して竣功の豫定期日を變更したとき

第五條

五條 規則第四十五條の規定によつて他の醫師に病院又 記載して申請しなければならない。

開設者及び管理者の本籍、住所、 氏名 生年月日

病院又は診療所の名稱及び所在地

設者が自から管理するに到った時は遅滯なく屆出をし なければならな 開設者が自 ら管理をすることが出來ない理由、

ばならない。 うとするときは左の各號の事項を記載して申請しなけれ 規則第四十八條伹書の規定によつて許可を受けよ

病院の名稱及び所在地

診療科名

入院中の患者數

救急處置の方法 醫師を宿直させる事の出來ない事由及びその期間

鳥邓組公姓

第千七百七十四雄

體和二十一十十二月廿七日

第七條 項の許可は診療科名を變更したときはその効力を失ふ 規則第四十九條但書の規定によって許可を受けよ

うとするときは左の事項を記載して申請しなければなら

申請者の住所氏名

病院又は診療所の名稱及び所在地

各病室の患者收容定員

名及び收容日時 收容しようとする患者の住所、 氏名、 生年月 E 病

五、出願の事由

第八條 ない。 うとするときは左の事項を記載して申請しなければなら 規則第五十一條伹書の規定によつて許可を受けよ

開設者の本籍、 住所 氏名、生年月日

病院又は診療所の名稱及び所在地

三、診療科名

延人員

四、最近一年間における一ヶ月平均入院及び外來患者の

第六條 病院又は診療所の構造設備は規則第五十三條の規

五、専鷵の薬劑師を置くことの出來ない理由

柳師便收點可)

一、病室ある建物の周圍にはその建物の高さ以上の空地 することがある。 但し用途又は土地の狀况によつて本條の適用につき斟酌 定による外左の各號によらなければならない。 をおくこと

二、病室ある建物及び外脳には適當な非常口を設け扉は 外開きとるすこと

三、屍室を設けるときは病室より十米以上の間隔を保つ てその地盤は厚六瀬以上の「コンクリート」叩とし排 水口を設け内壁は間隔のない板張とするとと

叩とすること 井戸の周圍は三米以上厚さ六糎以上の「コンクリト 井戸は便所及び汚物溜から六米以上の間隔を保つて

及び前條の規定による外左の各號によらなければならな い。伹し土地の狀况によつて本條の適用について斟酌す 精神病院及精神病室の構造設備は規則第五十三條

敷地の周圍には高さ二米以上の堅固なる牆壁を設け

1

1 7

ること

二、適當なる運動場及び娛樂室並びに面會室を設けると

病室は平家建とすること

病室は性別として適當に遮斷すること

五、精神病室と他の一般病室とを同一建物に併置する場

合は壁で遮斷すること

六、各病棟毎に看護人室を設けること

八、重症室、傳染病室及び屍室を設けること 七、患者用浴室を設けること

三條及び本令第九條の規定による外左の各號によらなけ第十一條。傳染病室及び傳染病院の構造設備は規則第五十

一、敷地の周圍には高さ二米以上の牆塀を設けること

二、病室は平家建とすること

病室の床及び側壁は間隙のない板張その他消毒洗滌

に適する構造とすること

病棟の出入口には消毒薬、 消毒器具、 豫防衣及び履

知事より水産製品の檢査を命ぜられた者を謂ふ。

六、病毒の傳播を防止するに必要なる隔壁をもつて區劃

した未消毒品及び既消毒品置場を設けること

五

適當の場所に貯氷所、

砕氷所を設けること

物等を常備すること

(1

魚類乾製品

七、飲食用器具、

衣類、寝具、其他病毒に汚染した物件

の消毒に必要なる装置をすること

汚物の燒却裝置をすること

素乾鰺 素乾鰮

素乾蝦 (乾あみを含む)

煮乾鰮 (鰮節を含む)

本令は公布の日からこれを施行する。

昭和十三年九月鳥取縣令第四十五號診療所取締規則施行細

則はこれを廢止する。

◇鳥取縣令第九十七號

煮乾蝦

煮乾鰺

鹽乾鰮 鹽乾鯖

鳥取縣水産製品檢査規則を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十七日

塩乾鰈 塩乾鱈

其の他魚類乾製品

Ý186(

鳥取縣水產製品檢查規則

林

敬

Ξ

三、魚類塩藏品

と稱するは

水産製品檢査吏員(以下檢査吏員と稱する)

との規則で水産製品と稱するは左に掲げる品目で

鳥取縣公報

第千七百七十四號

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物配可)

12.

は此の限でない。

<>

第千七百七十四號

鯖

塩しいら

いか製品

易

(伸脚鰑、伸耳鰑を含む)

鹽蔵いか

(塩乾鰑、

塩蔵ゆでいかを含む)

蒲鋒類

六、鹽辛製品(鯖卵を含む) 遮海苔(岩海苔)

其他和布製品

H0200

其の他魚類鹽藏品

水產煉製品

燒竹輪-

、味付和布 板和布 和布製品

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物認可)

加工昆布

てんぐさ

おごのり あみくさ

えごのり ぎす

一、魚 油油

十二、水產動物質肥料

其の他魚粕 鰮及鯖粕

魚荒粕

其の他水産動物質肥料 水產動物粉末肥料

第二條 本縣内で生産した水産製品は別に定てある檢査標 なければ之を製造場外に搬出したり又は現在所より移動 準に依つて荷造結束を爲しこの規則に依つて檢査を受け

鳥取廢公葬

第千七百七十四數

施和二千一年十二万廿七日

00272

重量又は容量に著しき増減のあったもの

第四條 るものは更に檢査を受けなければ之を製造場外に搬出し 檢查濟水産製品であつても左の各號の一に該當す

第三條

又は證憑があつても縣内で改装したものは之を本縣で生

縣外で生産した水産製品で検査の證拠がないもの

きは其の旨逃滯なく検査吏員に居出なければならない。 但し第一號に該當する水産製品を製造場外に搬出したと 三、法令の規定に依つて官公署に引渡するの

官公署で調査又は試験研究に供するもの 博覧會共進會及は品評會に出品するも

特別の事由に依つて檢查免除の承認を受けたるもの

産したものと認める。

たり又は現在所より移動することが出來ない。 荷造結束を改め又は毀損したるもの

一、檢查證票、檢查證書は檢查印又は等級印の不明とな

檢查證票、檢查證义は權蓋を毀損者は亡失したも

Ę 虫害鼠害又は變質したもの

第五條 檢査場所を指定することがある。檢査吏員は其の職務を 員が之を行ふ。但し知事が必要あると認める場合は別に 檢査は水産製品の製造場又は其の現在所で檢査更

ばならない。 なすときは第一號様式の水産製品檢査吏員證を携帯せね

第七條一檢查は日出後より日沒迄の間で申請の願序に依つ 又は占有する水産製品の檢査を行ふことが出來ない。 て之を行ふ。 伹し特別の事由がある場合は此の限りでな

第六條・檢査吏員は自己に直接利害の關係がある者の所有

第八條 る場合は口頭を以て申請することが出來る。 請書を知事に提出せねばならない。但し特別の事由があ 檢査を受けんとする者は第二號様式に依り檢查申

第九條、檢查は別に定めた檢查標準に依つて之を行ひ左の 等級を附する。

£ 並) 不合格

一、節

第三郡籍侵奪認可)

Ŀ

魚類塩藏品

第千七百七十四號

昭和二十一年十二月廿七日

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物認可)

(华三種郵便物認可)

削節 合格(上、並)不合格 鰹削節、 惣田削節、 鯖削節、 皮荒削及粉末

其の他魚類鹽蔵品 いか製品 合格 (上、並) 不合格

素乾鰮 素乾鰺

魚類乾製品

鰮削節

合格(上、並)不合格

素乾蝦(乾あみを含む)

(鰮節を含む)

(12) 塩蔵いか(塩乾鯣、 鹽藏ゆでいかを含む)

等

二等

三等

伸鯵(伸脚鯣、伸耳鯣を含む)刻鯣 合格、 不合格 等

水產煉製品

(I)

蒲鋒類

等

二等

三等

塩乾鰮

煮乾蝦 煮乾鰺 煮乾鰮

(12) 燒竹輪 一等

塩辛製品(鯖卵を含む)

合格

不合格

四等

七、遮海苔(岩海苔) 等 二等

其の他魚類乾製品

合格(上、並)不合格

鹽乾鰈 塩乾鱈 塩乾鯖

三等

八、和布製品

板和布、 味付和布、其の他和布

一等 二等

ţ 九、加工昆布 海 合格 不合格

第十二條

檢査吏員檢査したときは其の種類及等級に應じ

檢者の負擔とする。

捺することが できな いものは之を省略することが出來

左の各號に依つて處理せねばならない。

伹し等級印を押

てんぐさ

おごのり

あみくさ

ぎす

えごのり

製品、

加工昆布、海藻(和布製品、遮海苔を除く)水

、節類(削節を除く)

魚類乾製品、

魚類塩藏品、

いか

等 二等 三等 等 二等

三等

等外

號様式の等級印に代へて第五號様式の檢查印を押捺す

第四號様式の檢査證票を受檢者に交付する。伹し第三 産肥料は第三號様式の等級印を包裝の要部に押捺し、

ることができる。前號手續の外煮乾鰮は第七號樣式甲

水產動物質肥料

其の他魚粕 鰛搾粕、魚荒粕

二等

荒 粕

合格

水產動物粉末肥料

不合格

等 二等

等 二等

檢査手數料證紙によつて納付せねばならない。 受檢者は別に定める檢查手數料を鳥取縣水產製品

査證又は第五號様式の檢査印を押印し且第四號様式檢

削節、塩辛製品(鯖卵を含む)には第九號様式の檢

17293

第十條

の指揮に從はねばならない。 受檢者又は其の代理人は檢査に立會ひ檢査吏員 檢査の爲に特別な費用は受

印を塩乾鰮は第七號様式乙印を檢査證票の要部に押印

三、和布製品、漉海苔、 第四號様式檢查證票を受檢者に交付する。 煉製品は第六號様式の檢査證及

査證票を受檢者に交付する。

ばならない。 を記載の上結付し又は一把毎に貼付し罐蓋は燃付せね に交付を受けた檢查證票に住所氏名又は名稱若は商號 **査證票を受檢者に交付する。受檢者は檢查擠品一個每** 石油罐入魚油は第八號様式の罐蓋及第四號様式の検

00274

事項を具して檢査終了の日より起算し七日以内の再檢查 を知事に申請することが出來る。 受檢者で檢査の結果に異議があるときは、左の

前檢査吏員の氏名

檢査を受けた年月日及場所

品名及數量

異議の事由

立ることが出來ない。 再檢査の申請書は其の水産製品の檢査を爲した檢査吏員 を經由して提出する。 再檢査の决定に對しては異議を申

の决定があったときは、更に第一條の規定によつで檢査 手敷料を徴收する。 前條の規定に依つて再檢查の結果前檢查と同一 檢査吏員は再檢査によつて檢査等級

17500

て第十二條の手續をなさねばならない を改めるときは第十一號様式の消印で等級を採消し改め

第十五條 付再檢査を行ふことが出來る 檢査更員必要があると認めたときは檢査済品に

第十六條 檢査又は再檢査に依つて損害を生ずることがあ

つても縣は賠償の責を負はない。

第十 ならない。 者は檢査免除願を檢査吏員を經由して知事に提出せねば 七條 第二條第一項第四號の檢査免除を受けんとする

を交付する。 知事檢査免除を爲したるときは第十號樣式の檢査免除證

第十八條 檢査證、檢查證票又は確盛に類似のものを押捺結付又は 蠟付してはならない。 水産製品にはこの規則で定めた等級印、檢査印

第十九條 員の検閲を受けて其の證印を抹消したものでなければ再 び水産製品の包装に使用することができない。 等級印又は檢查印を押捺した包裝材料は檢查吏

第二十條 運送業者又は運送取扱者は檢査を受けな 水產

第二十 ◎運送又は運送取扱を爲すことが出來ない。 檢査吏員この規則に違反の事實があると認め

命じたり又は期日及場所を指定して之を逆送せしめるこ 必要がある場合は水産製品の保管運搬着は輸送の停止を たときは水産製品の現在所に臨檢し、 帳簿の査閱を爲し

第二十四條

水産製品の所有者又は占有者い未成年者又は

を発れることができない。

違反したとき、

自己の感知せない理由であつても其の責

00275

第二十二條 金叉は科料若は拘留に處する。 左の各號の一に該當する者は五拾圓以下の罰

とができる。

第一條、第四條、 第十七條、 第十九條、第二十條

規定に違反した者。

の品質を低下させ若は重量を増減せしめた者。 不正の手段に依つて檢查を受け又は故意に檢查濟品

三、第二十一條の規定に依る臨檢又は帳簿の査閱を拒み

若は命令に服しない者。

票又は罐蓋を塗抹改竄除去若は毀損した者。 正當の理由がなく等級印、檢查印、檢查證・ 檢查證

水産製品の所有者又は占有者は其の代理人、 其の他の従業者がこの規則に

代表者又は清算人に之を適用する。

第二十五條、この規則に依つて法人に適用する罰則は其の

能力を有する未成年者に付ては此の限りでない。

理人に之を適用する。 禁治産者であるときは、

伹し其の業務に関し成年者と同一 之に適用する處罰は其の法定代

Ø

此の規則は公布の日から之を施行する。

昭和十六年六月鳥取縣令第二十六號水產製品檢查規則は之

を廢止する。

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物認可)

_

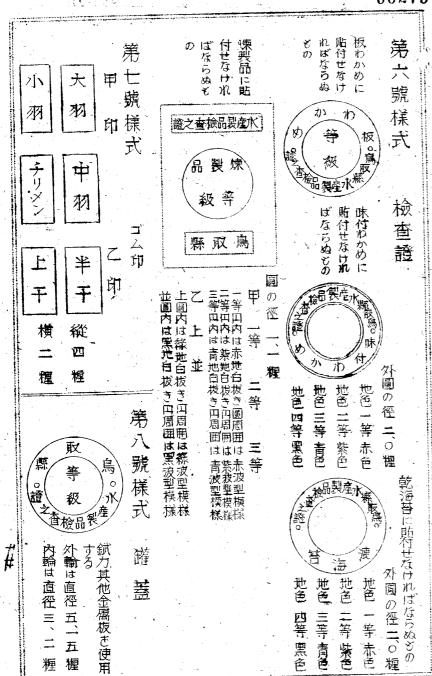
鳥取縣公報

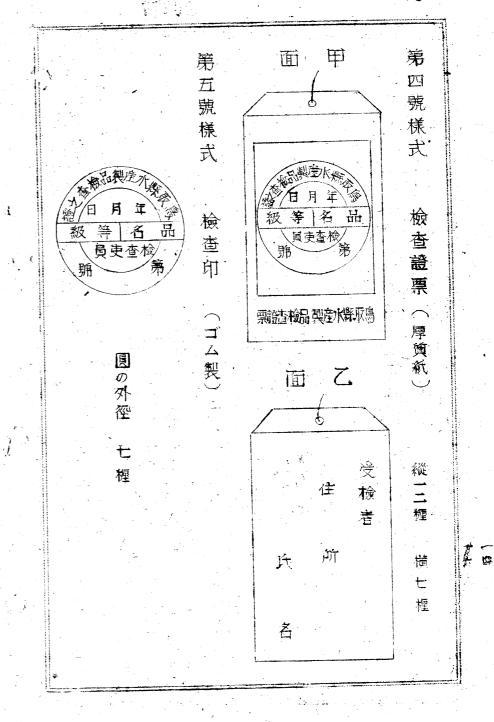
0

部 11

第一號樣式 第 横 縱 證票の表面には縣印を押捺するものとする 檢查更員 水 產 製 號 띮 五、九 五 糎 糎 檢 鳥 官 査 職 (厚紙白紙) 吏 取 員證 氏 縣 名 五. 壹 第二號樣式 五拾錢 証紙內譯 圓 錢 錢 圓 錢 枚 枚 枚 枚 五、生 產 者 時 地 ţ 六 二、數 鳥取縣知事 手數 仕 品 水產製品檢查申請書 庘 檢查終了年月日 料 名 日 地 量 金 **受** 般 者 氏 年 郡 月 氏 年 日午 名後前 番地

四等 等外 第三號樣式 等 等 4 等 合格 殺 印 2 格合 並 3 並 **毛**判 とする 等級印の肉色は黑色 三世 五〇 極種





第

◇鳥取縣令第九十八號

昭和十八年十一

第六十三號

地改良事業補助規程第二次食糧增產緊急土

昭和十九年

十

月

問

第六十五號

地改良事業補助規程第三次食糧增產對策土

次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

大正四年四月鳥取縣令第十五號鳥取縣立農事試驗場規程中

明治四十一年十月

大正十五年

第百十三號 第六十八號

開墾地移住獎勵規程 藥種商製藥者取締規則

昭和

四

4

第四十

六號

農業倉庫補助 同業組合規則

明治二十年

F

第九

昭和十六年

月

同

第五十二號

規則。

明治卅五年十一月

同

第六十五號

行細則人工甘味質取締規則施

大正三年十

縣令第三十四號

賣藥取締法令施行細則

左の縣令はこれを廢止する。 ◇鳥取縣令第九十九號

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

Ξ

昭和十六年 昭和二十年

Ħ

同

七

行細則 青果物配給統制規則施

月

第六十

號 號

農地作付統制細則

大正 三 年

六

月

同

第二十三號

則害虫驅除豫防法施行細

事務官」に改める。

「技師技手」を「地方技官」

K

「主事補」

を「地方」

昭和十六年

第六十一號

細則 籍類配給統制規則施行

昭和十六,年

ti

月

同

第三十四號

則為取縣雜穀配給統制規

昭和十六年十二月

同

第六十八號

米穀管理規則施行細則

昭和

號樣式 證除免查檢 名 Ŧ Ħ 月 檢查免除證印 超徑 (ゴム印) 四〇 第十一號樣式 消 口の長さ 抑 毛判

號 樣式 證之查檢品製產水縣取馬 檢 等級ជ袋が個所 查 證 者産生 重 年製 月 日 造 柱 名氏所往 類 糎

千七百

郷和二十

手數料規則

昭和

年

74

對策低利資金實付規程失業故濟農山漁村臨時

電氣料金額

歿

稅

額

昭和十二年 七

昭和十九年十一月

同

第七

35

月 同

第三十八號 業取締規則

條

◇鳥取縣條例第二十二號

昭和十五年鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例を次の やうに改める。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第十二條第五號中「及賦課期日ノ屬スル年ノ前年度ノ決算 第十條第十四號中「百分ノ七」を「百分ノ五」に改める。 二於テ利益配當ガ拂込金額ニ對シ年四分ニ滿タザル會社

六號様式ニ準ジ作製ノ上翌月十五日迄」に改める。

例

鳥取縣知事

 \equiv

ノ電柱」を削る。

第十六條ノ二中「翌月十五日迄三」を「其ノ月分ヲ別記第 第二十九條中第二項を削る

試驗規程 第三十一條中

「三十錢」を「一圓」に改める。

第四十九條中第二項を次のやうに改める。 日迄三其ノ月分ノ賦課額其ノ他必要事項ノ別記第二十 電氣税ノ特別徴收養務者(電氣事業者) ハ毎月二十

別記様式中「第七號ノ二様式」を削り「第二十八號ノ三様 八號ノ三様式=依リ知事ニ報告スベ

附則中「立木伐採稅及電氣稅の關係規定に付ては昭和二十 式」を加へる。

程については昭和二十一年十一月一日よりとれを施行す については昭和二十一年十月分より、 一年十月一日より之を施行する」を「電気税の關係規程 立木伐採稅關係規

る」に改める。

この條例(立木伐採稅及び電氣稅の規定を除く)

は昭和二

第二十八號ノ三様式 一年度分よりこれを適用する。

電氣稅賦課徵收狀况報告

昭和 月分

賦課稅額 前月分(月) 備 考 格の屆出があつたのでこれを受理した。 價格等取締規則第二條の規定により「竹製箸箱」の販賣價 ◇鳥取縣告示第五百二十七號 告 示

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

Ξ

右

報

候

昭和 及

年 告

月

H

特別徵收義務者

住所

氏

名

印

届出人住所、氏名

東伯郡泊村大字石脇一七

届出品及び價格

=

◇鳥取縣條例第二十三號

使用料手敷料ニ闘スル細則中改正ノ件

知

事

(一) 品 月兎箸箱

(11) 販賣價格 밂 單位

製造業者販賣價格 最終販賣價格

n 細

= 一〇圓二〇 8

無地もの

二圓二〇

五、八〇 一五、七〇 九 00

三、右の販賣價格は鳥取縣生活用品價格査定委員會の査 定を受け、 同委員會 査定を受けた旨の證紙を貼付

鳥取縣公報 第千七百七十四**號** 第

12233

則中次のやうに改め公布の日よりこれを施行する。 明治三十五年鳥取縣令第五十九號使用料手數料三關ス

昭和二十一年十二月二十七日

「拾錢」を「壹圓」 に改める。 使用料手敷料・闘スル細則中改正條例

鳥取縣知事

Ξ

漆塗模樣入 漆塗模様なし

(第三種郵便物配可)

え

たものの價格である。

四、この告示後、物價廳長官又は知事が別の額を指定し たときはこの届出額は失効する。

◇鳥取縣告示第五百二十八號

00284

定の件)、中(六)の規定に依り消費地域を次のように指定 物價廳告示第二百二十二號(遺物類の販賣價格の統制額指

昭和二十一年十二月二十七日 鳥取縣知事

林

Ξ

消費地域

取

市

米 古 子 市

町

町

◇鳥取縣舍示第三百二十九號 境

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに 加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のやうに許可

> 回110 昭和二十一年十二月二十七日 青果物加工並びに加工品販賣業者 白 鳥取縣知事

> > 業

態

 \equiv

加工小賣

內 田 茂 同 西伯部彦名村

24 原 雄 米子市末廣町

同

同

青果物小賣業許可者

四三 番 墨土 とみ 名 二階町一丁目六二鳥取市 住 所

取扱品の種類

中 村 幸 子 同藪片原町四八 野菜果實 同

四二四

◇鳥取縣告示第五百三十號

染病像防法第十九條の定めにより昭和三十一年十二月十三 岡山縣では縣令第百十二號を以て「コレラ」 から當分の間和氣郡日生町 部(つぐら峠より北伊里村境界に至る線以 園及び同部福河村大字塞河 豫**防**のため傳 巴 の區域

つた。 者は拘留又は科料に處せらる、縣令を公布した旨通報があ 興行、集會等のため人の

群集することを禁止し、違反した 内の交通を遮斷し並びにぞの區域内において祭禮、

昭和二十一年十二月二十七日

敬

Ξ

•

鳥取縣知事 林

E

誤

號藝妓及藝妓萱屋營業規則を次の通り正誤する。 十二月六日附烏取縣令第八十七號宿屋營業規則同第八十

二頁の下段 三、二階以上……標示シ置クコトの次に三

頁の下段 五頁の上段 四 第五條を「藝妓へ左ノ各號ヲ遵守スベシの 調理場へ……につくく。

更に五頁の上段終りから二行目所轄警察署ニ屆出 次に二頁の下段 下三頁の下段 第二十條……ノ事項ヲ添付シまで ー、營業中へ免許蹬ヲ携帶スル ト以 ð

…以下同頁の下段へずつとついぐ。

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物配可)

鳥取縣の報

第千七百七十四號